

報德學幽顯諭

福住正兄著

全

和装本

波

1479

波
1479
卷

福至堂著

版權

所有

幸學顯前全

明治廿一年新刊

靜岡報德社發兌



此理

家

ハナハナ



新徳學幽顯論自序

夫幽顯の理ハ深遠玄妙あり予嘗て之
ヲ以テ知新更ふルヲ補綴ハシテ其端ハ
キ事ハシメタルヲ然ルヲおのきハ
深遠玄妙ある幽顯の理を味するハおの
けハ幾葉ヨリあきハは著先少ハつる
と語阿礼礼リ凡人ハ其時亡キ
後ノ事ハ其時更ハルハ其時補綴

ゆくは隠ひ方弱くあり何るに病ふて重
きもすおるに大いなる系物とて
思ふもれをいむ。一より鬼をも欺き
山城も荒くても物あるは難き事
士も争えども。世あるに。一。其
て。祿名三昧涙を流し。人を驚く人古
より多く。更。難。見え。人。情。を。あ
る。へ。見。れ。と。い。ふ。顔。の。理。理。を。あ。へ。さ。る

の迷ひ。い。ふ。も。あ。り。す。て。況。や。假。説。に
あ。る。か。ら。光。陰。を。た。て。か。る。時。を。あ。ら。わ
せ。の。迷。ひ。り。起。致。せ。る。も。あ。り。て。謀。の。道
に。誤。ひ。や。あ。ら。わ。る。と。い。ふ。且。立。命。の。教。に
あ。る。と。い。ふ。を。い。ふ。も。あ。り。て。幽。顯。二。世。の。業
福。を。受。け。い。ふ。と。い。ふ。替。換。の。理。を。い。ふ
と。有。る。を。い。ふ。と。い。ふ。も。あ。り。思。ふ。と。い
ふ。か。ら。い。ふ。と。い。ふ。も。あ。り。い。ふ。と。い。ふ。も。あ。り

此の爲に此を此理を此述よりして
叙し易きを多しとせしん人々此述
をある事外として其意を此の
深き玄妙の理を此の奥に發す
なりとせん

明治廿年九月廿日 福住正兄

即却珠之理書

報德學幽顯論

福住正兄述

明治四十四年二月二十二日
唐津半三郎氏寄贈

世の中、往昔より三世を唱ふまど、是は過去現在未來と
三つふかどく分ち一ののみして、三世界あるふもあらば、
神典シデン小幽顯コウケン二界の傳ツタへある是あり現在世ゲンザイに則ケシ顯界あり、
過去世カクゴといひ未來世といふも、共小幽界コウキを云るあり、夫人
幽界を出て、暫く顯界ケン小入る、是を生ウマるゝと云、顯界を去サ
て、幽界小歸カヘる、是を死シと云、されど出る處と入る處と
二處あるふあらば、共小一つの幽界あり、顯界といひ、現在の
この世を云ひ幽界といひ肉眼ニクガンの見る可からざる、肉體ニクタイの行

く可あらざる處を云、夫人の肉眼の見る處を知りて、肉眼
 の見る事を得ざる處を知らず、サ肉眼の見る處の眼前か
 れば論コざるふ及むば、神理幽理の元より肉眼の及むざる
 處ふありと云り、如何あるを肉眼の及むざる處とつふ
 神典は曰天地未ナ生らざりし時、高天原ふまマせせる神の
 御名の天之御中主の神次高皇產靈の神次神皇產靈の神
 此三柱の神の皆獨神ありまマて隠り御身におミまマきとあ
 り、隠り御身ふまマが故、今現ケまマせども、肉眼は見る
 事の出来ず天上の肉體の行く事を得ざる處ありされ
 ば深遠玄妙の道理は、肉眼の見る事を得ざる處ふあるべ

し古語曰、万物無より生むと、無より生むるふあらば、肉
 眼の及むざる處より生ずるあり、又曰大極元無極と、無極
 と云へるも同トく、肉眼の及むざる處を、仮ふ名号ツケ物か
 るべし、夫元天地の間、天の御中主の神の神徳のみ、或は
 高みむすびの神と顯れ、或は神みむすびの神と顯れ、両間
 ふ往来感應す、是之を天道と云、万化是よりして出て、品彙
 是ふよりして生ず、其品彙万化、森羅万象皆此隠り御身ふま
 します、此三神の神徳ふ成れるなり、其御祖の三柱の大神
 今も現ふ天上ふまマりて、主宰ミおミ玉ふおれば、今眼前目
 ふ見る、日月星辰も世界の万物も、悉皆隠身ふまマりて、肉

眼ふへ見る事の出来ざる處は神徳ふよりて、出来ざるか
り、されば世の中に目ふ見えぬ事業ほど、尊き事業にあら
どかし、さるふ世の人、目ふ見ゆる事を實理といひ、眼ふ見
えざる事を空理と名付け、目ふ見えぬ道理を説を、無譬妄
誕ふいひ落をふ至もるなり、抑世の中万物万事、その大元
の理いゝれ目ふ見えぬ神理ふある物なり、先我靈魂と云
ふ物、自らも見る事い出来ざる物なれども、我此身体の本
元も靈魂なり、今眼前思慮言語動作、總て身体の働きい悲
皆、目ふ見えざる處の靈魂の働きなまば此一事を以て
も、目ふ見えぬ物の大切なる道理を知らるべきく、夫天地

二

間ふ神あり、両間ふ神理の流行ありて、鎔造化育の行る、
道理を疑ふべき物ふあらぬを、辨を費をまゝ、然る實
有の道理を、妄誕と名付け言落すい味氣なき業なり、彼の
所謂空理ある物とも、實に實有の實理ある物たるべし、お
る人の歌ふ「天地の極底の裡ふかし」ときい隱身ふまは三
柱の神と云り、
何を肉眼の見る處といひ、見る事を得ざる處と云ふ、則
神典ふ所謂幽界是なり、夫元一界ありし神世、幽顯二界と
分れし事い神典ふ詳なり、事長けきべ記さず本書ふ附て
見るべし、此時を号て幽顯分界此時と云ふ、是よりして幽

と顯と界を分ちて、顯界よりい幽界を見る事いあらむを
きりしかり或曰幽界と云ふい此顯界をおきて別にある
ふあゝ、直ふ此顯界の内何處イコふもあるふれども、幽ふ
て現世よりい見えぬ、故ふ支那人も幽冥又冥府おど云へ
り化育論ふい大地を離れて薫園クンコの中ふあるなるべしと
あれど是い何處ともさし定めて云難きい勿論あり、又其
幽界よりい、顯界の仕業い能見ゆゑるを、顯世よりい、その
幽界を見る事あたむざるを、古人の譬ふ燈火の籠を、白紙
と黒紙とをもて、中間より張分ちて、そを一間ふ置たるお
如く、その闇クラき方よりい明アカるき方の能見ゆれど、明るき方

より、くらき方の見えぬをもて、此差別を悟り、たと幽事の
かゝこき事をも曉サトるべし、こい顯と幽の別ちを、譬へたる
のい幽世い闇クラく、顯世い明アカるきとの事ふいあらむ、思ひ混
ふことあるれとあり、夫、眼ふ見えぬ事を疑ひ、眼ふ見えぬ
事を信ぜざるい、凡俗の通病ふして、幽顯の道理をいらざ
るふ故ふれど、この道理微妙幽遠ウツふれば、難信難解と云べ
し、是を了解する事も難く、是を信ずる事又難く、能神典を
學マシて、能その道理を了解すべきあり、古人の歌ふ「目ふ見え
ぬ神の心乃幽事と」かゝこき物がおほふ思ひとあり、
然るふ、方今い窮理物理の學、盛サカシふ行きて、幽事かどい説く

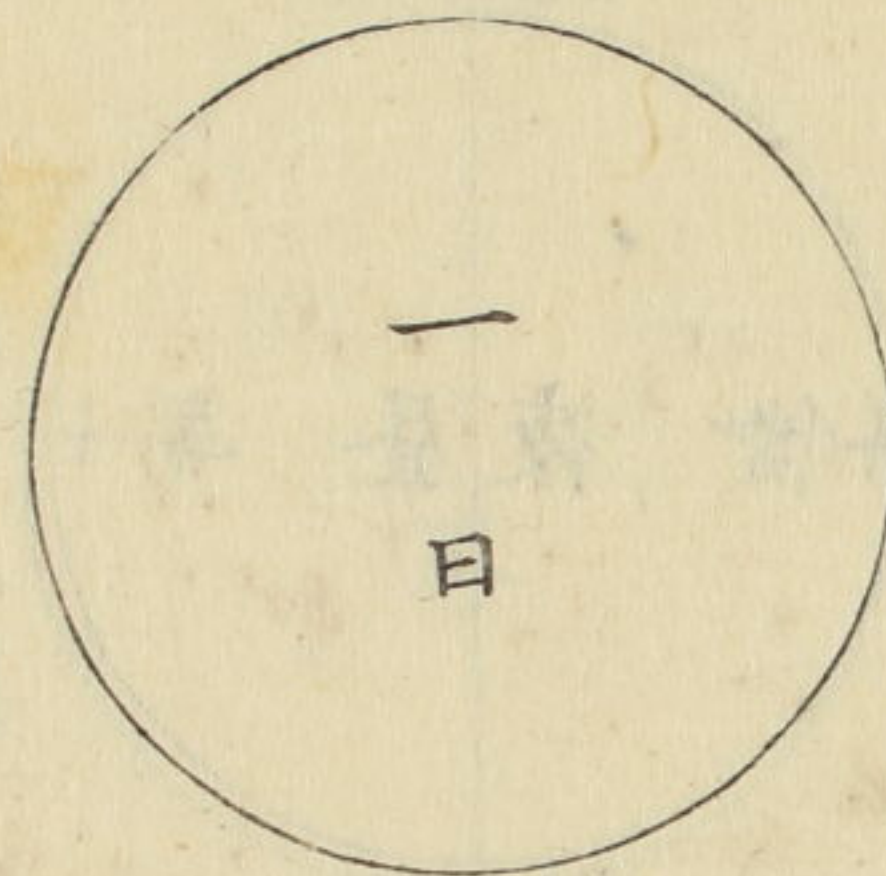
人少く聞く人稀あり、されば今童蒙の爲に幽顯の道理を
引下して辨ふべし、爰に先師の艸稿に悟道傳と云へる物
あり、その中より一二圖を抄出―且愚見をト示さんとす、
此書一時諭俗の物多しといへども、一日昼夜の上にも、一
種一艸の上にも、幽顯の道理ある事を諭され多し事、明了
あり能味ふべし

三

第一第二の二圖に、先師の悟道傳中の圖あり、一日に昼夜
ある事い云ふまでもあらず、圖解に曰、夫元昼夜に一日な
り、一日を分ちて昼夜と云ふなり、之を譬ふるに、現在いま
昼あれば、其未来の夕あり、其過去の朝あり、現在いま夜か

れば、その未来の朝あり、その過去の夕あり、現在今夕なれ
ば、其未来の夜あり、其過去の昼あり、夫、昼あるが故に夜有
り、夜あるが故に昼あり、昼夜あるが故に朝夕あり、昼夜あけきば朝
夕あり、本来一日あればありとあ

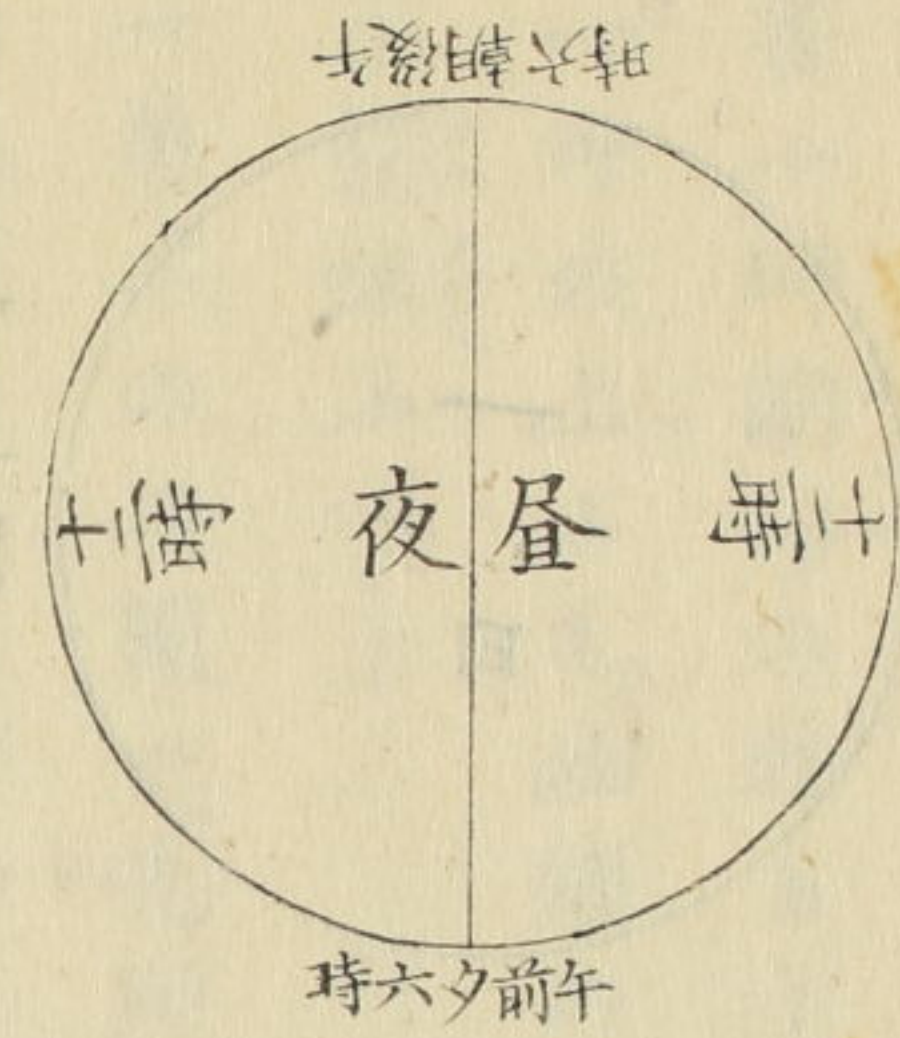
第一圖



り、夫、世界の旋轉して止む此處に
日暮の國あきば彼處に朝日の國
あり、此處に嚴寒の國あれば彼處
に炎暑の國あり、収寒往けば暑来り暑往けば寒来り、夜明
きば昼とあり、昼の夕とあり、夕の夜とあり、有るに減―無

きい生じ、幼い壯とあり、壮い老とあり、されば過去世、未来世ある事を何ぞ疑はん、此過去世未来世といふ物

一日分判昼夜之圖

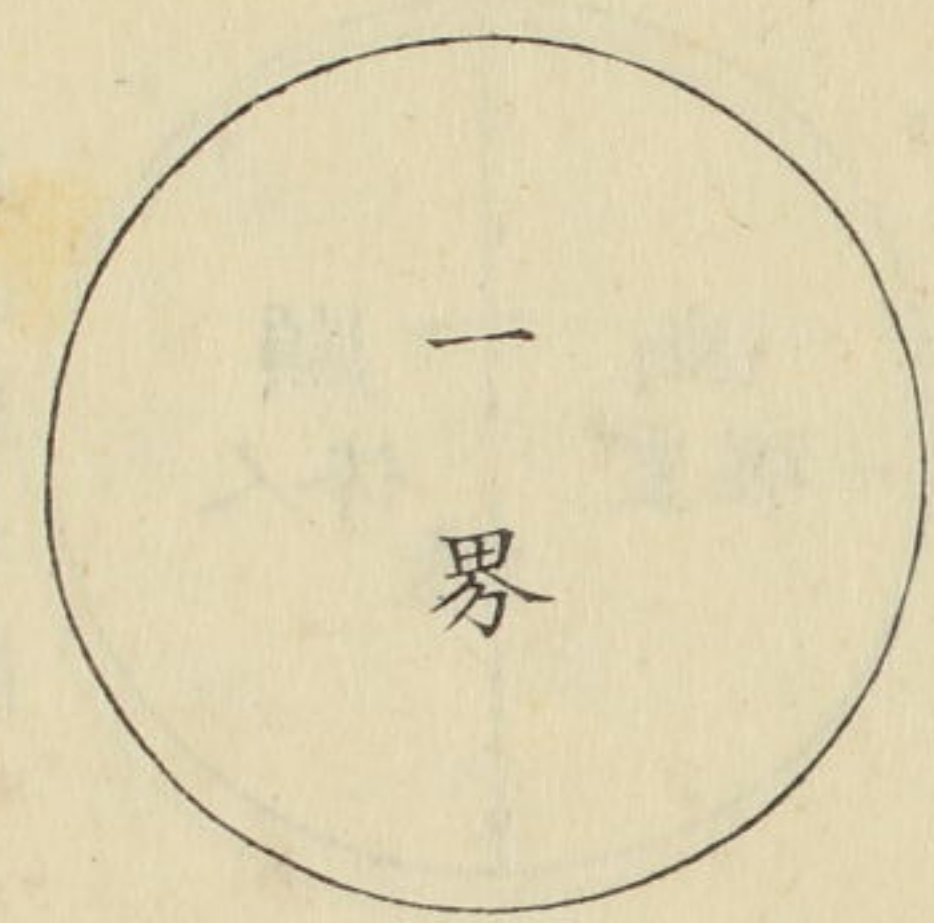


前より辨へたる如く二界あるふい
あらず、共ふ一つの幽界ある事、又
明らかり第三第四の圖を見て
あるべし、夫、今年の衣食は、今年の
産業ふあり、来年の衣食は、今年の
艱難ふあり、又米の種を蒔けば、米
を生じ、梅の種を植まば、梅を生じ、梅の花咲き、梅の實を結
ぶ事云、迄もかく疑ひあらず、されば現在ふ因果應報なくば

第二圖

有る可らば、因果應報あれど、未来の心掛けも、無くい有る
べからば、叔未来といふべとて、死後の事は限るにあらば、
幽顯未分一界之圖

第三圖

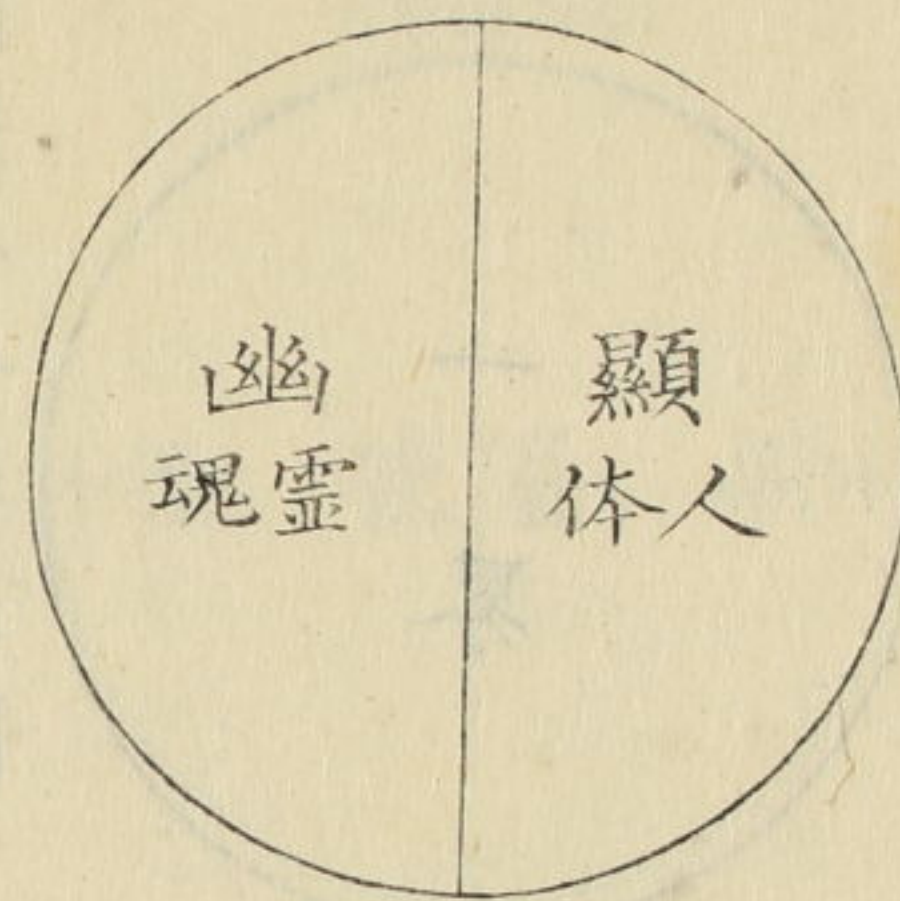


四第三第四の圖に、予が補ひた
り、夫元幽顯一界あり、神代は幽と
顯と界を異ふせしより、顯界より
い、幽界を見る事のからずなれる
あり、されど顯界の外ふ幽界あるにあらば、則一日は昼夜
ある如く、一界中ふ幽顯二界ある事、何ぞ疑はん、本来幽顯

五

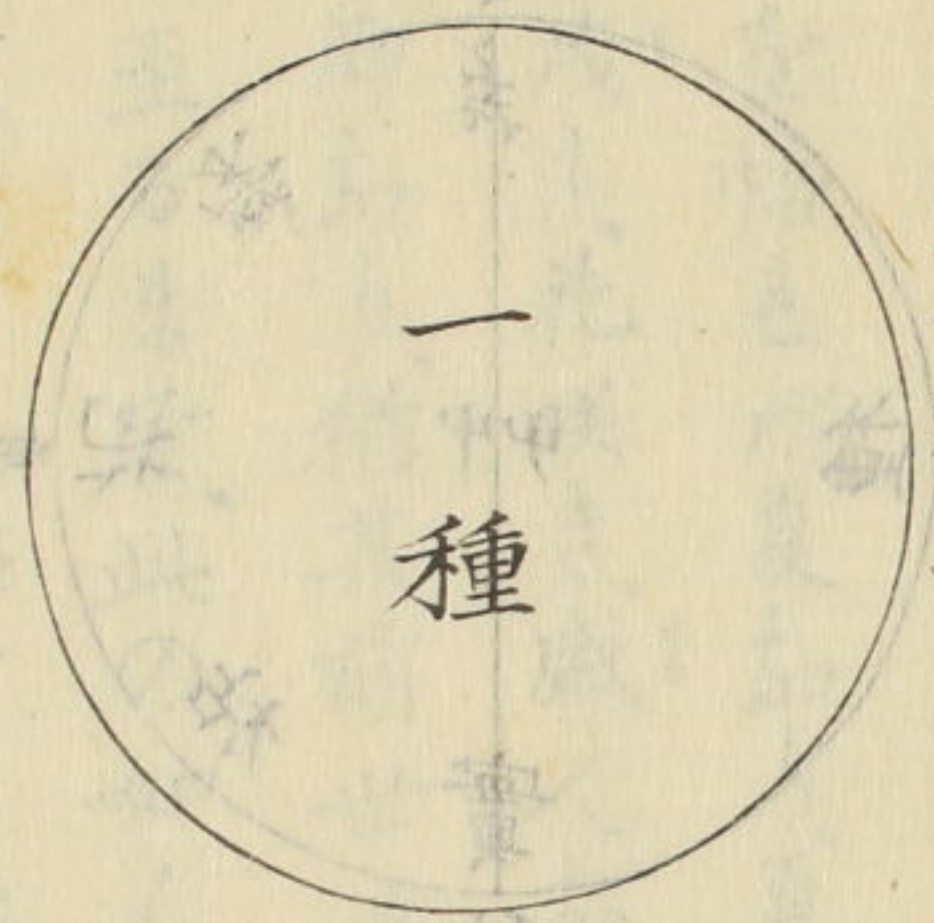
一界あり、一界分れて幽と顯とあるなり、
第五圖ハ、師の悟道傳中の圖あり、其圖解ハ曰夫艸ハ元一

第四圖



種あり、世界廣く艸多しといへば、
一種變化して艸と成りあり、其
艸の元を悟れば、一の種は歸す夫
一種變化して濁れる物ハ下り、土
中ハ生育して萬の根と成り、清め
る物ハ上り、空中ハ生育して萬の
枝葉と成り、一艸を成て、一艸の元を悟れば、一の種は歸す、
夫艸ハ一年を二世とあり、春ハ暖氣ハ誘われ一種滅して

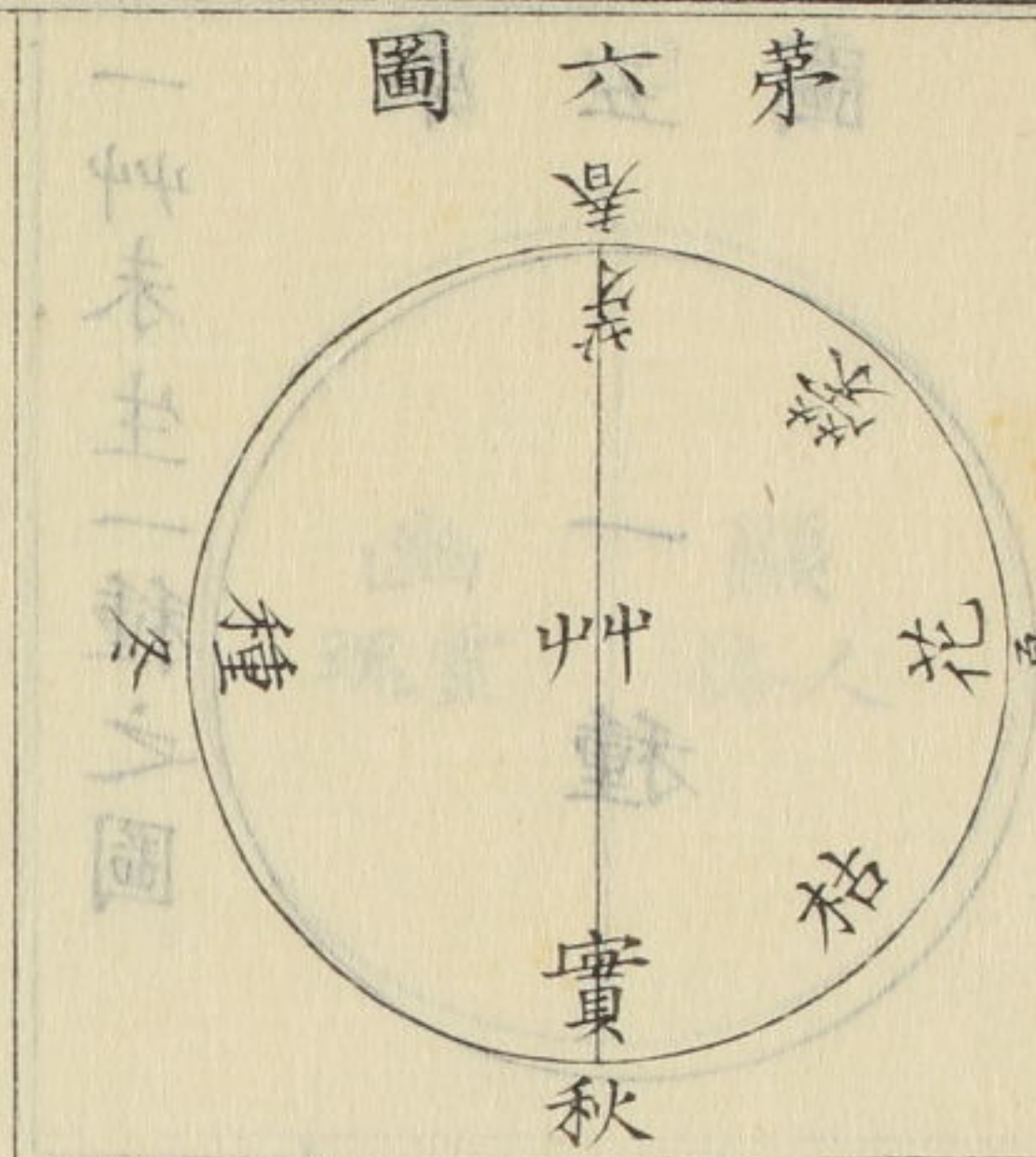
第五圖



艸より艸の生むる事あり、寒冷雪中種の世界ハ、春風を
無常といひ、暖和暑中艸の世界よりハ、秋風を無常と云ふ

艸生む種の^{タネ}世界よりハ是を死と云ふべし、艸の世界ハ於
てハ是を生と云ふあり、夫より生長して夏ハ花咲榮え秋ハ
一艸未生一種之圖
實法りて枝も葉も枯果て終る
の種に歸る、又艸の世界よりハ是
を死といひ、種の世界ハ於てハ是
を生と云ふあり、半季六ヶ月の間ハ、艸
ハ種とあり、半季六ヶ月の間ハ、
とある種より種の生むる事あり、

べし、されど本来無常も無常ふあらむ、有常も有常ふあら
ず、只艸とあり種とあるのこ、生むるも生むるふあらむ、滅
一種變化為艸為種之圖



即より其過去りー前世を悟む、冬あり、冬に極陰ありて
雪霜深く寒氣甚しき故、諸艸枯も失せ一つの種とありて

六

寒を凌ぎ來陽をまつ、其艱難の時節より、過去りー前世を
悟む、秋あり、秋に日短く暑氣退き冷氣來る故、諸艸實
法りを結び豊けき時節あり、其豊けき時節より過去りし
前世を悟む、夏あり、夏に極陽ありて日長く、炎暑甚敷諸
艸繁茂し、花咲き、盛んなれば、雪霜などの事い夢にも知ら
ぬ時節あり、猶其前世々々と泝れば幾千万歳の昔、天地開
闢に至るまで、此の如くあるべし、春夏も冬も艸木の宿か
らで生ひてい枯るゝ旅宿ありたり」とあり

第六圖の予が圖せしあり、一艸一種の變化は准らつて、靈
魂身体の死生、又幽顯出入の道理を知るべし、夫人体ハ元

一の靈魂あり、世界廣く人多しといへども、一の靈魂變化して人^レ体とある、人^レ体の元を悟まば一の靈魂は歸^キま、夫^レ人^レ体も顯界を一世と^カし、靈魂は幽界を一世と^カま、靈魂幽世を出て顯界ふ入る、是を顯界^ニて^ハ生るゝといふ、幽界^ニて^ハ死^スと云あるべし、夫より生育して^ハ如童とあり、成人して家^ヲを修め、子孫^ヲを相續し、老^シて後、終^ニて死^スして元^ノの靈魂は歸^ル、顯界より^ハ是^ヲを死といふ、幽界^ニて^ハ之^ヲを生るゝといふあるべし、或^ハ靈魂とありて幽界ふ入り、或^ハ身体を得て顯界は出る道理^ハ、譬^ハ前圖の一種一^ノの變化は同^ジかるべし、されば幽顯の元一^ノ界の分^リのこ^トをい

七

神典は於て明了あり、されど目^ヲは見えずとて無^クと云可^シうらむ目^ヲは見えずとて疑^フ事ある^レ、古語^ハ死生^ハ昼夜の如^シと云り、上の圖を見て悟るべし、右并^ハたる如く現^レみ見る事^ハ出来むといへば、幽顯二界ある事疑^フく、明^スければ我人共^ニ百歳の後^ニの幽世は歸せん事^ハ、又疑^フなき物あり、
夫世の中^ニは道理^ハ、真理のみ、真理ハ一^ノありて二^ツあらば、神道曰^ク天^ノの御中主の一^ノ神、高^ミむむび^ノ神^ハ、むむびの二^ノ神とあり、二神八百萬神を生ずと、之を約めて云へば、一神二神を生^シ、二神万神を生^ズ、儒道曰^ク大極兩儀を生^シ、兩儀

万象を生ず、佛道曰一心より二門を開き、二門万境を生ず
と、豈同一理ふあらばや、神道曰、一神は是万神、万神はは一
神、儒道曰大極は是万象、万象は是大極、佛道曰真如は是万
法、万法は是真如と、其一理ある事明々了々たり、真理は元
一あり、今算術を以て之を譬ん夫、一天元の一、此一を二
ふれば五なり、三ふれば、三三三、四ふれば二五、
五ふれば二六、六ふれば一六六六、七ふれば一四
二八、八ふれば一二五、九ふれば一一一、一あり、之を
乗ずる時に皆元の一ふ歸る、此理を教法にて云時に、神道
は二ふりたる、儒道は三ふりある、佛道は四ふ割

たる、其内はも天名は五ふり、真言は六ふり、禪宗は
七ふり、淨土は八ふり、法華は九ふり、と云ふが如く、
各其見る處の違ひより、其立る處の目安^{メヤス}違ふ、故ふ其
割出^{チカ}たる處は、各異^{コト}といつて、目安の違ひのみ其理に
於ては違ひあり、故ふ之を乗ずれば、皆元の一に歸るを以
て知るべし、此算^{サン}の内二四五八の四算は、割切るれど、三六
七九の四算は、割切れず、是又天理、是を割切らんとする
とも、割切る事あるはず、此時に取遣^{トクヤリ}りの關係の處より、切
り上げて今日ふ用弁^{ヨウベン}之を見切ると云、是智の功用、此
理何事あるあり、心得べしとい先師の教へ右述^{ウツ}る如く、

元一あるが故に、乗ずれば一に歸せぬ、一に歸せずと云
ひ、乗除の間違あり、事疑ひあり、人死して幽に皈るも
又此理と同じ、一生の間、千差万別の所作を為すとも、其所
作の間違ひさへあるれば、死して幽に皈る事、又疑ひあり、
此道理を古歌に、心なき誠の道にかたひなば、祈らばとて
も神や守らんと云うされども、て況や祈る者も於てを
やと云意を、含めり味ふべし、

以上述ぶる所、艸と種との譬にて、幽顯の道理の知らるべ
き、之を佛説ふて云々、豆の前世の艸あり、艸の前世の
豆ありと云ふ如し、故に豆粒に向へば、汝の元艸の化身あり

八

るぞ、疑ふと思ふ、汝が前世を説て聞せん、汝が前世の艸
ありて、某の國某の村某の畑に生れて、風雨を凌ぎ、炎暑を
厭ひ、艸は覆われ、兄弟を間引も、辛苦患難して、豆粒となり
たる汝あるぞ、仍て此畑主の大恩を忘れぬ、又此艸の恩を
思ひて、早く此豆粒の世を捨て、元の艸となり、繁茂せん事
を願へ、此豆粒の世の仮りの宿を未來の草の世こそ、大事
かれと云ふ如し、又艸に向へば、汝が前世の種あるぞ、此種
の大恩も仍て、今艸と生れ、枝を發し、葉を出し、肥を吸ひ、露
を受け、花を開くに至れり、此恩を忘れぬ、早く未來の種を
願へ、此世の苦の世界ありて、風雨寒暑の患あり、早く未來

の種となりて、風雨寒暑を知らず、水火の患もあき、土蔵の中、小住する身とあれど、説くが如く、夫、来世の大切なるは、論なき事あれども、顕世を仮の宿として、輕んずるに誤れり、夫、艸と生れては、来世實とあるの大切あるは、云ふ及ばず、されど、来世好き實を結んよ、現世の艸の時、芽立より精を出して、露を吸ひ、肥を吸ひ、根を延し、葉を開き、風雨を凌ぎ、昼夜精氣を運んで、根を太らせ、枝葉を茂らせ、好き花を開く事を、丹精せざれど、来世好き實とある事を得ず、されば、艸の現世こそ、實は大切あれ、此道理を我が身の上より取て、能々思考すべきあり、右、先師の説より、夜話に詳

九

かれバ、本書を見て悟るべし、夫人百歳の後、幽界に歸る之を、顕世にて死と云く、世間は人の死する時、眠るが如く死するを見て、後世よろしと喜び、苦痛甚しくして、死するを見て後世悪しと云り、此妖言を聞て、親の臨終、苦痛甚敷時、婦女子あど後世ありからんと、心を痛め迷ふ者あれど、臨終に苦痛あると、あきい故ある事にて、決して死者の後世に、関係なき物あり、ある人の歌ふ、体と云宅とれるま、天地と我の間は、垣一重あり、又天地の間ふへだてなき魂を志むらく、體のつゝ、及をるありと云るが如く、人の此世に生れて、魂の体中にお

るハ之を譬れば他の居宅を六十年とり七十年とり年限
を定めて、借受けて住む者の如く、約束の年限ふ、死して魂
の幽界ふ歸るハ、則約束通りおれば正命く、或ハ岩石ふう
たれ、流行病ふかり、不養生ふして死するハ、其家屋風雨
ふ倒れ、火ふ焼けて、據おく借屋人の立退くふ同ト々れば、
正命ふあらむ、縱令病死するも、身体漸々ハ疲勞し、衆醫
手を盡して死するハ、夫迄の約束ふして正命と云べし、正
命之を天年と云、是借家人の約束乃年限ハ、暇乞をして立
退くふ同ト然るゆへに苦痛かく眠るハ如く、身まかると、
之ふ反して、體ハ破損出来て、補へども届かずして死する

ハ借家人、年限ふ至らず半途ふして家倒れ、居る事出来さ
るハ為ふ余儀あく立退くふ同ト、是ハ必苦痛あり、臨終の
時苦痛のあるときハ、此譯けあり、決して死者の後世ハ
關係ある者ふあらば、迷ふべからば、又臨終正念と言て、息
絶るまで、精神の慥あると尊べども、是も前ハ同く天年を
以て終るハ格別なり、病ふて終るハ、其病よる事おれば、
兩三日前より精神慥あらざるもあり、又狂るハ如きも
あり、皆病ふよるあり、且、近來醫術開けて、縱令届ぬ迄も
飽迄療治を盡す事あり、さる故ふ多くハ、藥力の為ふ昏醉
する事あり、是藥力あれば是非ハ及むざるハ、必心ハ關る

事勿れ、妖言ヨウゴン迷マユふ事勿ナカとも免トふも角マツふも末期マキゴの際キハふ、病室ヤシキを清潔セイセツふ、静寂セイセキふて物音モノナリの響ヒギあく、戸障ショウジ子コも音ナリあき様サマ不明メイけたして、人を少くして静シヅカふるを要ヨウす、婦女子フウコあしシ聲コエを揚アげて泣ナク狂キヤウふあどい、遠トホざくべし、

十

論語に曰イハレ生を知らずんば、烏ウんを死を知らんとあり、右圖ウツ解カイふて死生の道理ドウリハ、明アキラカ了リョウあれど、人の此顯界ケンカイふ生れ出る、所以ユヘンの理を聊述リョツツぶべし、大學の序キョふ、天より生民を降クダす時ハ、則スナハチ既スナハチふ之ノと與ヨふふ、仁義礼智ニギイレイチの性を以てせざる事コトありとある是なり、仁義礼智ニギイレイチハ皇國クニふて、さきみたまあら荒たま和、さきみたま奇と云、此四性シセイ則スナハチ四魂シコン、我が靈魄レイハク

と凝コウてつとある、之を心と云、さるが故ユヘンふら、ろと云あり、又之をいつのたまとも云り、此性魂セイコン則スナハチ徳性トクセイを天より受けて、此顯界ケンカイふ人とい生る、あり、此徳性を神道カミミチふて、体中の神と云ひ、佛道ブツダウふて、已心の弥陀ミタハ、又法性と云り、人の死シて神とあり、佛とあるハ、此性魂セイコン、此道理を明アキラカるるを、易経イキキョウハ、大ハ始終ハジマオワリを明アキラカるふすと説トキたり、此道理を知るの尊ウツクシき事を、論語ロンゴハ、朝アサ道ミチを聞キく時トキハ、夕ユフ死シすとも可カありと云り、何故ナニふ朝アサ道ミチを聞キけば、夕ユフ死シすとも可カあるやと云ふ、道を聞キく者モノハ、我性魂ガセイコンの神ある事を知るが故ユヘンふ、死シて迷マユふ處トコロあり、其生ナリ来キタる所以ユヘンを知るが故ユヘンふ、死シて惑マドもす

士

迷ふ處あく惑ふ處あきが故に死して可くと云るは、此事
の報徳内記は詳ふ述たり就て見るべし
化育論に曰く人類の世に生るゝや其命平等均一にして全
備せざるもの有る事ありと雖も其魂の由来するところ
各前世の功罪ありて而して善惡自ら齊しからざるを然
り而して上帝至仁、清濁とも相混じり天使を幽府に下し
以て其投生を促す大神天命を敬奉し乃魂等を廳事召
し各示す小皇天の憲法を以てし申すて是に詔して曰く今
夫汝等皇天の寵遇を蒙り生を人間に受る事を得るは實
小是最上の慶あり且能憲法を謹守して上天の命に循ふ

二十

時に則ち更に昇天の褒賞あらん欽めや往て現世に出るに
及んで敬せざる事ある事勿れ道を脩め徳を成し正命以
て彼の世を辞し然て後には復命せよ
又曰く苟も人類の規則を闕く時に則ち上天の命は逆して神
威を棄るあり夫天に逆する者には必冥府の殛罰あり翅は冥
府の酷苦と鬼形の報復とを受るものとあらむ或は黙け
られて禽獸となり或は魚鰕となり或は魑魅となり草木とな
り甚き者には則ち土石と為て而して終に其精魂を失ふもあ
るべし畏れざる處んや

三十

又曰く凡そ靈魄現世に出て功業ありとすとも未だ天神と為

可^レらざる者あり、或^ハ頗^ルる善行あれども、傲慢^{ガウマン}懲^ニむべき者あり、或^ハ功德もかく罪惡もかく、復^ハ命^ノある者あり、或^ハ少^{ホウ}壯暴^{ボウ}を爲^シて、晩年善を行ふ者あり、或^ハ少^{ホウ}壯德^{トク}を脩^{オウ}て老耄^{カウキョウ}奸曲^{カンキョク}ある者あり、或^ハ犬馬活物等より昇進^{シヨウシン}する者も亦是あり、而^{シテ}其純清^{シンセイ}溷濁^{コンダク}の、次第階級^{シダブキ}に至^スてハ、則^{シテ}冥府^{メイフ}の巡按^{シンアン}と、現世の守護神^{シヨウゴシン}と、時々刻々^{トキトキ}約問^{ヤクモン}考覈^{コウカク}し、人々毎日の動靜^{ドウセイ}云^フ爲^スを帳目^{チャウモク}して、檢覈^{ケンカク}する事極^{キョク}て嚴密^{ゲンミツ}ありとあり猶本書を見るべし、

四十

按^ニずるに世間我人共^ニ、銘々朝夕^{コトトシカ}希^ニふ處^ニハ、顯世^{ケンセ}ハ災害^{サイガイ}疾病^{シツビョウ}を遁^ニじ、健全^{ケンゼン}幸福^{シフク}を得^テ、幽世^{ユウセ}ハ靈魂^{レイコン}天^{テン}にのぼりて神

爵^{シヨウ}を受け、成佛^{トクブツ}して極樂^{ゴクラク}に往^キき、永^ニと福樂^{フクラク}を得^テむとの二つの外^ニある可^レらば、叔顯^{シュケン}世榮^{セイエイ}樂^{ラク}の教^{ケウ}も、種々^{シュシュ}あまざ、幽顯^{ユウケン}二世安樂^{ニセイアンラク}幸福^{シフク}を受^ケるの、道を説^クくハ教法^{ケウホフ}あり、然^ルるハ世降^{セカウ}りて教法^{ケウホフ}は從事^{トウジ}する者皆^ニ已^ニ々^ニ利欲^{リヨク}の^ニ走^シりて、我神^{ケイシン}尊^{ソウ}ハ我佛尊^{ケイブツソウ}と、あらぬ説^{セツ}を唱^{ナゲ}へて、眞^{マコト}の道を忘^スる教^{ケウ}の道^{ミチ}ハ廢^ヘれ^ハ廢^ヘたり、譬^{タトヘ}ハ念佛宗^{ニッポフソウ}ふてハ、弥陀^{ミタ}を信^シして念佛^{ニッポフ}を申^{マウ}する者も、極樂^{ゴクラク}はゆき弥陀^{ミタ}を信^シせず念佛^{ニッポフ}を唱^{ナゲ}へぬ者ハ地獄^{ジゴク}は落^オつと、教^{ケウ}ハ日蓮宗^{ニツレンソウ}ふてハ、法華^{ホウワ}を信仰^{シヨウ}して題目^{ダウミョク}を唱^{ナゲ}ふる者ハ、極樂^{ゴクラク}はゆき然^{シカ}らざるハ地獄^{ジゴク}は落^オつと説^{セツ}き、禪宗^{ゼンソウ}ふてハ、悟^{サト}る者ハ極樂^{ゴクラク}はゆき、悟^{サト}らぬ者ハ地獄^{ジゴク}は落^オつと云

其他神道者傳道者等の説皆然り是皆已が田は水を引く
の言論の、先師曰如此道理必ある處らばされど地獄
といひ極樂と名付る處死後の賞罰を行ふ處無くて叶
ざる道理あれば、ちといふべからば然といへば本来極
樂は善行ある者功勞ある者の、没後に行く處にて、地獄
は惡事をあしむる者罪ある者の死して遣らるゝ處あり
何程念佛題目を唱へ、弥陀を信し法花を信し悟りを開き
後を修せとも、身は善行なく世は功勞なき者決して神と
あり佛とありて、福樂を受けるの理あらんや能思ふべし、さ
れば地獄ありといへば、人間社會の規則なる人道を踏む

者、誤ても行く處にあらずれば、恐るゝ不足らば、又昇天
成佛の道ありといへば、凡人の容易に昇らるゝ處にあらず
されば、凡庸の者の先、今世は貧窮は生れなむと、来世は富
貴は生れんと願ひ、今生は愚鈍は生れなむと、来生は何率
に利は生れたいと願ひ、富者知者と生れて而して後、世
は善行をあり功業をありて、後、昇天を希ひ、極樂を願ふ
べき事と論されし事ありき、此編夜話の百廿三章あり
り
叔神官も僧侶も愚民を煽惑する、妄誕の説を為す者
あり、佛者曰佛法は高妙あり、故に極惡重罪といへば、法不

歸依し、佛と僧とに供養すれば、罪障消滅して、極樂に往生す。神官に神威廣太く、縱令惡人といへば、不義不貞の者といへば、神に依頼し、後除を行へば、罪科消滅すと、是等の説、往々聞く處あるが、妄誕の説と云ふざるを得ず。論語に「罪を天子得ては、祈るに處あり」とあることを、誠に々々こへ化育論に詳説あり、必見るべし。予佛道の事を知らざれば、神道の後除の事を聊論すべし。神代記に曰く「罪を素盞鳴尊によせて、科するに千座置戸を以てす。又曰く「罪をささの尊に科せて、其後具を責る。又曰く「ささの尊に千座置戸の解除を科す。雄略記に曰く「齒田根命罪ありて、馬八匹

大刀八口を以て、罪過を後除せ、延暦廿年の太政官府に、後除を科する例を定めて、大後料物廿八種、上後料物廿六種、中後料物廿四種、下後料物廿二種とあり。履中記に車持の君罪有て、惡解除善解除を負せて、長須の崎に出て、後禊しむとあり。傳に曰く「凡後除に二ツあり、其一つはささの大神の禊後の如きあり、一つはささの尊の及解除の如きなり。是罪犯ある人に科せて、後つ物を出し、購ふるあり。何れは是後除に二種ある証なり。心中に惡事を思ひて、未行事に渡らざるの罪、又身に觸れたる穢の類に、能過を改めおへば、後禊にて消滅する事疑ありといふとも、既に犯し、罪

科ミツギの後ミツギ稷ミツギのみよて如何ミツギして消滅ミツギせんや然るを稷ミツギ後ミツギさへ行へミツギ、罪科ミツギ消滅ミツギすといふ過ミツギ多ミツギく、是稷ミツギ後ミツギと解除ミツギとの差別ミツギを詳ミツギしせざる故ミツギ、此後除ミツギの事日本後記類聚三代格令集解等に見えたる處皆同トさまふて、上ミツギは後料物とある、皆後除ミツギの時罪科ミツギの輕重ミツギふよりて、科ミツギある物ある事明あり、又其後除ミツギのさまは先ミツギ千座ミツギの置座ミツギは、後物ミツギを置足ミツギちて、後戸ミツギの神ミツギ手向けミツギ管ミツギを垂紙ミツギ取付けて、祝詞ミツギを奏ミツギし、罪穢ミツギを拂ミツギひ清め給ふん事を祈ミツギり、管ミツギを以て拂ミツギひ却る事を為して、然る事を參集の人々も告聞ミツギせて、川邊ミツギは持ミツギ出て、身ミツギ條ミツギして終ミツギふ其後ミツギつ物を悉ミツギく棄ミツギるなり、是ぞ古の解ミツギ

除ミツギの趣ミツギきあるとあり、上古ミツギの法惣ミツギて此ミツギの如ミツギし、此捨ミツギたる物品ミツギの如何ミツギなり、や記ミツギせし物なりといふども、こゝ其地の貧者ミツギあど、拾ミツギひ取りあるべし、或人ミツギは拾ミツギひ取る事いかに、心棄ミツギしまゝあるべしといふも、上文ミツギは馬八足ミツギあどあり、是棄置ミツギく置ミツギき物ミツギはあらば、流ミツギし遣ミツギるべき物ミツギはあらば、必ミツギ拾ミツギひ取りなり、然るを後世追々ミツギは變革ミツギして、今ミツギは只其式ミツギのみありて、後ミツギつ物ミツギは、是式ミツギありて實ミツギおきく、焉ミツギを實ミツギなくして、其罪科ミツギを解除ミツギする事を得んや、されば後ミツギつ物ミツギは、旧幕府ミツギの科料ミツギ錢ミツギ方今の贖罪金ミツギの如き物ある事明あり、右述ミツギる處ミツギの解除ミツギと、後稷ミツギとの差別ミツギを辨ミツギへ、通常今日行ふ處

い、皆何をも、被^レ楔^キある事を知りて、被^レ楔^キを行ふに誠^{マコト}ふよろ
し、之を解^ハ除^ヘと混^{マシ}じて、此被^レ楔^キを行へば、如何ある罪科^{ミツ}ふて
も、消滅^シして、幸福^{フク}を受^ウると説^ツく、い、愚^{マダ}人を惑^{マダ}する物^{モノ}あり、大
ある過^{アヤ}りあり、罪科^{ミツ}ある物^{モノ}に、相當の被^レつ物^{モノ}を出^デして、解^ハ除^ヘ
を行ふりあらざれば、有名無實あるが故^ユに、功^{コウ}なき事を能
弁^{ベン}へ、被^レつ物を相當^{ハウ}ふ出^デして、之を行ふべし、然せざれば、罪
科の消滅^シすべき理由^{リユウ}なく、佛者の佛法僧^{ブツポフショウ}ふ皈依^{ケイ}し、供養^{クヨウ}を
るが為^{タメ}に、罪科の消滅^シせると説^ツくも、又同^{ドウ}トかるべし、か
る奸^{カン}人の輕^{ケイ}託^{トク}の謊^{コウ}説^{セツ}は、惑^{マダ}して、縱^{タテ}令^ト、多少^{タウショウ}罪科^{ミツ}を犯^{オカ}すも、容
易^イふ免^{マフ}る、事を得^エる、輕^{ケイ}便^{ベン}の術^{ジュツ}ありと、妄^{マダ}信^{シン}して、戒^{ケイ}慎^{シン}を忘^{ワスレ}

る、時の思^{オモ}えず知らず、大罪^{ダイサイ}に陥^{オキ}り、後^{コノ}悔^{クワイ}せるとも、及^{およ}むざ
るに立^タ到^{トウ}らん事^{カミ}、鏡^{カミ}に掛^かけて見るが如^{ごと}し、されば小惡^{コアク}あり
とも惡^{アク}し、と心^{ココロ}付^ツく事^{コト}に、ゆゑ、ある事勿^{ナク}れ、かす事勿^{ナク}れ、
返^ヘるも能^ス思^{オモ}ひて、過^{アヤ}つ事^{コト}なく、右^{ミナミ}述^{セツ}る處^{トコロ}の、幽^{ユウ}顯^{ケン}の理^リを了
解^{リョウ}して、世俗^{セキコ}の忘^{ワスレ}説^{セツ}は、惑^{マダ}ふ事^{コト}なく、正道^{テウダウ}の小善^{コウゼン}といへば、能
勤^{チン}めて怠^{オロシ}る事^{コト}あるれ忘^{ワスレ}る、事勿^{ナク}れ、
夫人^{フジン}に正命^{テイメイ}則^{スナハチ}、定命^{テイメイ}ある事^{コト}に、皆^{みな}人の知^チる處^{トコロ}に、夫^そ正命^{テイメイ}に生
れ出^デづる時の定^{テイ}りあり、故^ゆに天命^{テンメイ}と云^{イハ}ふ、易^{エキ}に歸^キ魂^{コン}の卦^{クハ}あり、
されば定數^{テイスウ}ある事^{コト}何^{ナニ}ぞ疑^{ウタガハ}ふん、然^{しか}れども古語^{コゴ}は天命^{テンメイ}常^{トコ}に
しとも、惟^{ただ}命^{メイ}常^{トコ}に於^{オケ}てせずとも有^{アル}て、此天命^{テンメイ}の善惡^{ゼンアク}の所作^{ソサク}

ふよりて伸縮する物あり是心得ずばあるべからざる大
切の道理、先師曰今日の冬至あり夜の長き則天命あり
夜の長きを憂ひて短くせんと欲すとも如何ともせば
一是を天命と云而して此行燈の皿、油の一杯ある是も
又天命あり此皿の油此夜の長を照すふ多らば是又如
何ともせばならず共天命おれども人事を以て燈心を
細くする時、夜半ふて消べき燈も曉ふ達すべし、是人
事は盡さざるべからざる所以あり譬バ伊勢詣る者東
京より伊勢までまづ百里とて路用拾圓おれば上下廿
日とて一日五十錢ふ當る是則天命あり然るを一日ふ

六十錢づつ遣ふ時、二圓の不足を生む是を四十錢づつ
遣ふ時、二圓の有餘を生む是人事を以て天命を伸縮す
べき道理の譬、夫此世界は自轉運動の世界おれば決し
て一所ふ止らば人事の勤惰ふ仍て天命も伸縮すべし、毎
とくバ今朝焚べき薪おき、是天命おれども明朝取来れ
ば則有り、今水桶ふ水の無きも則差當て天命ありされど
も汲来れ、則あり、百事此道理ありされば善事ハ勤めず
いあるべからばと説られたる事ありき
支那の明の世、袁了凡と云くあり子某へ教訓したる書
を陰騭録と云其書の主意ハ天命ハ一定不易の物おれど

心掛けと行ひと不仍て、短命の者も長命とあり、貧賤の者も富貴とあり、子なき者も子をありせ、一定不易の天命を取直さ仕方を教へたり、之を立命の學と号く、能先師の説に符合したれば、陰陽録を見ざる人の為、略記すべし、袁了凡若かりし時、孔先生と云る易學者不逢ひ、了凡が一生を占ひて、貴殿の某の年不云々、某の年撰人、不舉られ、夫より次第に立身して、俸禄九十石五斗あり、大尹と云官に進み、五十三歳ありて死すべし、一生子一人もなしと、委く占ひたり、其後此占ひの通り、少しも違はず、九十石五斗の禄となれり、之不仍て富貴貧賤夭壽皆一定の天

命ある物と明らめ、覺悟を極め居り、雲谷禪師と云、高僧不逢ひて、此事を語りし、不雲谷曰天命の一定おれども、極善の人と極惡の人とい、其所作の善惡不依て、一定の命數も伸縮する物あり、通常の人、命數の通り、一生を過せ、心掛けと身の行ひ不依て、天命を伸縮す、書經に曰善を作せば、天之百祥を下し、不善を作せば、天之不百殃を降せし、夫天命一定の物あらば、禍福も又一定あるべし、何ぞ此の如く、一生の内不於て與へも、奪ひも、不定あらんや、然、初生の時不定めたる天命も、其後の所行不仍て、元の天命を變じて、貧も富も外り、短も長くある物あり、勤めよ

やと云り了凡曰孟子は求め^{モトム}に則之を得る我に在る者を
求め^{モトム}なりと云り凡求め得ると云物に我身不備^{ツキ}りた
る仁義禮智の道德を求るを云故に我に在る物を求ると
云ふあらずや心内不備^{ツキ}らざる所の功名富貴をどと求る
と云事ハ予ハ信ずる事あたらずと雲谷曰我に在る物と
いへるハ仁義道德のみハ非ず功名富貴一切の福分も
皆我に在る物あり故に其下文ハ万物皆我に備ると云り
之を求るふ若我心内は向て求めずして他に向て求ると
も得る事能^{アタ}ざるを云く故に下文ハ之を求るふ道あり
之を得るふ命あり是求めて得るは益^{エキ}あく求る事外に在

る者おれべくと云り夫功名富貴等ハ外にある様おれず
内心に向て求めば得らる物ありて外に向て求めば得
難^{カタ}しと云儀^キく易经ハ天地鬼神を相手ふとりて作る物
おれば甚^{オシ}恐^ロき物く其易经ハ曰善も積^{ツキ}ざれば以て名を
成すふ足らず悪も積^{ツキ}ざれば以て身を滅^{ホロボ}すふ足らず小く
ハ小善を以て益^{エキ}ありとて為^ナさず小悪を以て傷^{ヤシ}無^シとて
て去^サらば故に悪積^{ツキ}んで掩^{オモ}ふべからば罪大ありて解^トく可
らず又積^{ツキ}善の家ハ餘^ヨ慶^{ケイ}あり積^{ツキ}不善の家ハ餘^ヨ殃^{ヤク}あり
と云り明らある道理く恐^{オソ}まざるべけんや書経ハ曰天
の作^ナせる孽^{ワガヒ}ハ猶^サ違^サるべし自作^ナせる孽^{ワガヒ}ハ違^サる可らずと此

意ハ天命の定リテ受ク可キ孽モ、務方ホよりテ遑ルベシ、
自身より作りたる孽ハ、必遑ル事能クぬ物ト云ク、此裏
を云時ハ、生来持分の福モ務方惡クレバ忽冥加ハ盡テ、
禍を受ルアリ、自身より務め求ル福德ハ、天神地祇の冥加
ある故ハ、惡魔邪神モ奪フ事能クぬナリ、孔先生ガ、貴殿を
占ヒテ、出世モ格別出来ズ予モホト云タルハ、天より受
ケ得タル孽ホレバ、務方ホ依テ、天神の冥加ホより變ズベ
シ、今より後、心を勵マシテ、務めて徳を積ミ、天地慈愛の心
を起シ、精神を養ヒ、惡を去テ善ホ移ルの志固ク一決セバ、
是迄の貴殿ハ即時ハ死スルガ如ク、只今志一決して心を

改メタル貴殿ハ、今日始テ生レタルガ如ク、是迄の天命定
數ハ、皆消滅シテ、道德再生の身トあるク、道德の心ハ人間
ホガリ、必能天心ハ通徹ス、貴殿其再生の身を以テ、徳性を
押し弘メ、善事を務め行ヒ、徳を積ミバ、天より再生道德の
貴殿へ、是迄の天命を取消シ、新ハ厚福を與ヘ給フベキホ
リ、丈夫経ハ只ト筮の為のみホラズ、君子の凶を避けて、吉
ホ趣ク為の聖摸アリ、若天命ハ一定して、不易の物ホリト
云ハズ、凶モ避クベキ道理ナク、吉モ向フベキ道理ホある
ベシ、凡聖人の人を教ふるホ、心の執行ト身の行ヒト二ツ
の教ヘアリ、上根の者ハ直ホ心の執行を用ヒ、下根の者ハ

先身の行ひを用ひて、自然と心の行ひの處へ、至らむる
く、然る小世の人多く下根あれば、身の行ひを専らとせる
事、然れども貴殿は心の執行の趣を一通り示すべし、
孟子曰天壽貳はせば、身を修めて以て之を俟つ、命を立
る所以ありと云り、是立命の學の出所あり、天といふ短命の
事、壽は長命の事、長命を好み短命を惡む、人の常、然
るを貳はせばと云て、長命を好む心と、短命を惡む心と、此
貳の心を棚へ上げて、天に任せ、微塵も心遣ひをせば、浩然
の氣は混じ心を虚空の如く持つ、凡一念不動と云て、一
切の念慮を起さず、無念無想の時乃心の虚空と同じやう

かる物あり、虚空は元より生死の差別無れば、長命短命の
論もあり、況や長命を好み、短命を惡むとけい、猶以て無し、
此の如く土臺の心地を、無念無想にして而して、後は徳を
修るが、則ち自多福を求めるの手段ある者、近く譬へて云は
ば、一切の草木も、種ある故に生ずる、若此種を大地に置
ずして、虚空に置く時、陰陽妙といふども、此種生ぜず
心を空とせると云ひ、初生定りたる、天命を抛捨て、取付せ
ぬ仕方あり、種を虚空に置いて、生ぜぬ、ぬふ同く、身を修る
といふ家おどの破損を、修理する意にて、身の惡の破損を去
て、功德の材木にて、修理する意、之を俟つといふ右の如く、

徳を修行せられず、已を高ぶらば天より壽命を与へ給ふら、
富貴を與へ給ふら、其外一切の望み事を授け玉ふらあど
と、伺ひ望む意念を起さず、誠ふ天道次第の心持ふて、居る
時の自然と一切の所願満足するあり、斯くあるを之を俟
つと云るべし、凡人の所願の中、壽命より重き物あり、故に
孟子は、壽命の事を擧げて、一切の願望、立命の趣きを知
らしめたるべし、故に立命の説は、聖道の本源と知るべし、道
家は符を書く秘傳あり、此秘を知らむて、書たる符は、神
ふ笑するべし、とて、大切とする事あり、其書様の筆を執て符
を書く時、諸の雜念を打捨て、塵ほどの念をも起さず、その

時一點を書始るべし、之を混純開基と名付るよし、此一點よ
り、一筆は書きとめて、其間念慮起らざれば、其符能靈
驗ありと云り上の孟子の、夭壽二はせずと云、文意此道家
の、一念不動の意味とを以て、心の執行を以て、命を立る趣
を會得せらるべしと、懇々説き論じあり、了ん是を聞てよ
り、再生の身とあり、閻室の内は居ても、何となくぞら恐ろ
しく、うかたきとあるを、神の崇を受くべきら、心中惡事と思
ちざりしと、事々ふ心を配りしふ、段々世の欲染を拔出
て、天道ずりふ成し故ふや次第くふ、心地大恢ふあり、人
ふ譽られても、謗られても、苦ふあらずる様ふあり、専ら善

事を務め行いけき、意外の高官は登用せられ、實子も出来其子の為は此教訓書を著せざるは、六十九歳の時ありとあり、能信じて此教訓を守りし人あり、なり

九十

右立命の説は、至精至邃至真至正の理に、能熟察して勉め行ふべし、孟子立命の説を詳細信切に論せるは、此説は過るはあり、前儒の及まざる處に、右心掛けと身の行ひは依て天命の伸縮ある説は、先師の説は同トくして且懇切あり、此の如くありて初めて、孟子の深意明らふして立命の教愚夫愚婦も受け行ふべきあり、叔此立命の學は一念不動無念無想を教へたり、是神人感通の道に、前ふも道德の心

は、天心は通徹すと云り爰は、横濱港は高嶋某と云くあり、富豪英傑易學の達人あり、予親しく易占の講義を聞ける事あり、氏曰吾輩の常は用あるは、三變の略筮法尤適當せり、畢竟筮は己の至誠を盡して、神の命を受るの器なれば、何の法よりも、能神命を受け得るに至れば、則ち然るは常人は、全く妄念雜慮を絶つ事能まざれば、十八變の長時間は、必念慮の動く事おきを得ざるは、精神僅は動けば、決して感通する事能まざるは故に、寧ろ略筮よりも、至誠專一にして占筮の間、能精神充満して少しの弛みおきを尊ふは、故に予は數十年來の實驗に依り、斷じて略筮を用

ふ、而して其占問せんと欲するの事項を心より念ふ、眼を閉ぢ、息を止め、誠意正心ふして、恰も神明と、額を合せて、教を受るが如きの觀想あり、精神を一にして、一點の私を挾まず、其至誠極るの時ふ於て、拇指を以て、筮竹を二つ成すあり、至誠極るの時とい、則神明は感通するの時、感通の事なる、電氣の四肢は感ずるが如く、得て名状すべき物はあらば、其感格するの機會、間髪を容れざる所ふ於て、筮を分くるを肝要とす、蓋感通の事、口を以て言ひ難く、筆を以て記し難く、師弟の面授といへば、教へ得べき物はあらば、只占者自修練して、此妙境は達し得べきのみ、彼の禪僧

の、以心傳心不立文字と云ふも、亦此の如き境を云ふら、との説く至誠感通の道理、至れり盡せりと云づ、前の一念不動、無念無想の説と、高島氏の此説とを合せて、能工夫せば、道德至誠の天心は感通貫徹するの道理、略了解する事を得べし、能工夫して此妙境は達し度物、叔道德至誠の天心は感通して天命を伸したる一語あり、易學ふ名高き、新井白娥と云く、或時人の身の上を占ひて、吾子が命且夕ふせまれり、其用意すべしと云り、此人大は落膽し、夫より親戚はゆき、朋友を訪ひ、おどして、夜更けてさる所の橋の上ふ掛るる、女の身を投んとするは達へ

り、急き引止めて、子細を尋タネし、云々の事ふて、幾箇いくばくの金ふ
差支さしかへ身を投なるゝと云り、仍て懷中くわうちうは有合たる金を與あたへ能
教訓きょうくんして別れたり、且一兩日の命いのちあれば、貧者は食を與あた
へ、寒者は衣を与へあどしけるほどは、五日六日と成りぬ
れど、死せず、依て白娥氏ハクガは往て、卿きみの占違ウラチヒタガへり、未死せずと
云ふ、白娥氏再占サイセンして、吾子の命大いのちは延のびたり、今より十年を
保タモつべし、是尋常の事あらば、如何なる善事を為らま
やと云り、此人大おほ驚おどろき初て善事は依て、天命の伸びたる
事を悟サトりて、能善事を行へり、と云事ハ世間知る處の咄はな
あり、此道理果ハタして疑ウタガひかへされば、道德至誠の天あめ人ひと幽顯ゆうけん

は感通貫徹かんつうくわんてつするの速すみかる道理明々了々たり、仍て人たる
者ハ、顯世けんせいの為ためふも幽世いうせいの為ためふも、善事を務つとむるの只一点お
るべし、叔善事を務つとむるふハ、如何いかふして宜よろしからんと云ふ
共同結社を以て第一とす、故に我報徳の學ハ専もっぱら社を結むす
ぶ事を勤こむるあり、結社の善事を行ふ、必用ある事ハ富國
捷徑せつていは詳くわあり、叔善を行ふハ、善を撰えらぶを肝要かんようとす、世は
善事と云物種々なり、陰陽錄いんやうろくにも善事をかどて舉あげられ
ど、予が見る處ふてハ、西村茂樹君の、日本道德論にっぽんたいてきろんは舉あげられ
たる善事は勝れるハあらトと思へば、爰こゝは略して抄出す
曰善事ふ三あり、一ハ一身は付ての善事、二ハ一家ふ付て

の善事、三ハ社會ニ付テの善事、一身の善事を八戒八善
とす、八戒とい、虚言過酒淫佚忿怒貪欲懦弱傲慢怠惰、八
善とい、誠信公平堅忍剛毅仁慈勤勉節儉廉潔の八、一家
ニ付テの善事ハ、父母ハ慈愛子ハ孝、夫ハ婦ニ思ふべく、
婦ハ夫ニ順ふるべく、兄弟姉妹ハ相愛すべき等、社會
ニ付テの善事ハ、國民ハ義務ヲ教ム教育ヲ勤ム、貧人ハ施
與ト公益ノ事業ニ出金ス、人の患難ヲ救フ、人の憂苦ヲ慰
む、人の紛議ヲ解ク、人の善事を稱揚ス、國役ヲ勤ル者ヲ優
待ス等、其外ニ進取ノ氣ハ富む、愛國ノ心ヲ盛んハ、
万世一統乃皇室ヲ奉戴ス等、あり、皆至善ト云べし、其委

キ事ハ、本書ヲ熟讀シテ知ルべき、かり、されど先師の大善
トシテ生涯勉勵セらるゝハ、人心の改良ト、土地の改良の
ニ、かり、人心の改良とい、何ぞ、人心道心の理を示シテ、天賦
の良心ヲ養成シ、道德ニ向テ、むる、夜話五十九章を見る
べし、土地の改良とい、何ぞ、狭き國ハ廣ク、峻き土地ハ平
けく、下田ヲ上田ニ、下畑ヲ上畑ニ、道路橋梁ヲ好
くシテ、車ヲ通シ、用水惡水ヲ便シテ、能流通セ、むる等
あり、詳ニ富國捷徑又報徳内記ニ云リ、諸近來新聞紙雜誌
等ハ、社會ニ宗教ノ必用ナル事ヲ痛論シ、又人心の改良乃
急務ナル事ヲ説キ、人心の改良ハ宗教ノ外、他ニあらざと

論、宗教ハ宗教中、善良あるを撰んで奉ずべしと云様か
る論説、志むく見る處なり、然とつゞゞ、宗教決して社會に
必用ある物ありば、何の故に社會に必用あるや、必要か
る物あらざるやの理を能思考せば、自了解せらるべけ
れば、今并せず、夫社會に必要あるハ、道德の學あり、道德の
學の社會に必要ある論ハ、諸大家の論説、多かれど、日本道
徳論を勝れりとする、道德の社會に必用ある事、心の改良
ハ道德學にある事等ハ道德論に詳あれば、今贅せむ、而て
先師の報徳學ハ、道德と經濟の二を至誠の二つて貫く教
あり、夫今日の世に、道德を維持せんと欲するも恒の産を

き者の恒の心あり、恒の心あれば、放辟邪侈せざる事を
しと云る通りかゝる頑民衣食足らずして、何ぞ道德を修
るの暇あらんや、先師此處を洞察せられ、道德ハ經濟と並
べ行むざれば、行むる物ありばとて、道德と經濟を車
の両輪の如くありて、押一行ふ方法を立ちし、實に社
會必用の教と云べし、必結社して、能行ふべきに充ちて、

報徳學幽顯論 畢

○幽顯諭を書おつて後よめる歌三十六首

天地は万の物を作らば、産靈の神へ多ふとき、このも
神も人もよろづの物もいむまびの神のいけなやなり出るなり
御中主むまひの神へ始あをえりもあらぬ神ふあります
祖神をえりあらね分け靈魂我魂もかきりなきぬ
魂も妙きいひ思ふて思ひ得らぬ物もあなり
魂も我物あがら我めり見る事あぬ物もあけり
我目よへ見る事あぬ魂ぞ水の我身のあなりけり
目よ見ゆる世のいこりへ深く限りあれば窮むらあり
目よ見えぬ世の理ぞ中々不限りらぬ物もあけり

千早振る神の仕業へ見え見えぬ聞き聞えぬ物も有る
目よ見えぬ世のいけなや業よりあらぬ行もぞ神の幽事
幽事へいこき物ぞ世の人よ目よ見えぬおほき思ひ
隠り身よまゝ神へ賜り魂あれも目よ見えぬ
聲もあき臭もあきいあれと見るも聞くる皆魂のたまはきて
敵もあき臭もあきい魂もあき所きさきあらす
あきさきさきあらぬ人の身の動く魂の仕業なり
魂へつらあると尋ね頭の中心よりきつるなり
かいらと神知らのはぶき身の神のたまはき所と云ふ
若今も魂さらば目も見えぬ耳も聞えぬ人形なり

魂のさうたる跡アトのかづをいあきううとこそ今もつふあめ
手足あり目あり耳あり口あれと魂さまといあきからうて
祖神オヤゆ授け玉ひー魂も吾身の神どつつけ世の人
魂もむすひの神のむすびのまふく清キヨくけケぐとあき物
ふむすひの神のむすびのけくま曇クモらあき濁ニギらあきあ
ふふより来りー物と思ひこれ我子も天つ神乃あきもの
いふやて生れ出ると思ひ見よ人とあきうい誰タレがかけども
祖神オヤゆ玉あきうて生るうつふ事もあきうで過スま人も
世の中の万の物をうまき人と生るー事のうきーさ
よの中の物の千万さあきと物モノは秀ヒイデて人もあきうー

世の中ふ生れうまきう千万の物ゆあきうてあきうきひと
夫人の万は物もあきうれーいあきうれーいあきうあきう
あきうあきうあきうあきうあきうあきうあきうあきう
生れ得ー身のくーうたま日々ふとあきうてあきうてあきうあ
人の業ソダい千々とあれども其業も本の本あり末乃末あり
人の業も本末あれバ能思ひ本の本うる業を勤ツトめよ
人の業多うる中ふ祖神オヤの徳トクもむくう業も本あき

奉徳學函書

静岡報徳社

明治廿一年十一月廿日印刷
全 年十二月一日出版

著者 神奈川縣平民 福住心兄

相模國足柄下郡
湯本村九十二番地

静岡縣士族

發行兼
印刷者

中上喜三郎

駿河國有渡郡静岡
西曆町三丁目六番地



静岡報徳社出版書目

○福住心兄氏述
報徳二宮翁略傳 全一冊
本書ハ夙ニ道德經濟英邁ヲ以テ有名ナル故ニ宮尊徳先生ノ言行畧記ニシテ魯テ當時焦思苦慮以テ衰ヲ揚々廢ヲ興シ竟豐富ニ至ラシメタル實際ノ記事ナリ

○前島山侯之書
報徳訓 半截摺 全一冊
本訓ハ二宮先生ノ遺訓ニシテ實ニ卑世ノ箴言ナリ當時藩主前島山侯先生ノ教ヲ信シ此訓ヲ漆筆セラレタル書ナリ以テ同志相謀リ明治十六年中官准ヲ得出版セシ者也

○福住心兄氏著
報徳二宮翁夜話 全五冊
本書ハ二宮先生曠世ノ卓識ヲ以テ經濟道德ノ原理ヲ發揚シ之ヲ實際ニ適用スヘキ至要ノ教誨ヲ纂集シタルモノニメ世ノ此道ニ志アル者必讀スヘキ良書ナリ

○福住心兄氏著
善惡應報鑑 全一冊
本書ハ二宮先生ノ道歌六首ヲ添ヘ草木百種ヲ揚ケ脩身齊家道德學ノ實理ヲ説明シ因果應報ノ理ヲ詳述シタル良書ナリ

○福住心兄氏著
富國捷徑 全一卷
本書ハ報徳社組織方法本會支會設立大意及ヒ本社規則ヲ詳細ニ記述セシ有益ノ良書ナリ
別冊初篇ヨリ四篇迄ハ各方法ヲ詳説セシモノアリ

○齋藤馬行氏著
報徳外記 全二冊
本書ハ二宮先生英邁ノ資ヲ以テ經國ノ要道ヲ説カレタル實際ノ記事ニシテ脩身齊家治國ノ事及救済ノ道等委ニシテ眞理ヲ盡ミタル良書ナリ

駿河國有渡郡静岡

